自宅外通学申請届について
（必要書類ダウンロード後のみ記載）

２．「対象区分」の確認、提出が必要となる証明書類の準備

・自宅外通学申請届【入力時の注意点等】の確認チャート（表面）を行い、対象区分（A～G）を確認する

・対象区分に応じた証明書類を準備する（確認チャート裏面参照）

※証明書類については、原則 A4 サイズで提出してください

※賃貸借契約書の場合、必要事項の記載箇所のコピーをご提出ください
（契約者名【押印箇所】・契約期間・入居者・住所表示・部屋番号）

※区分 B の場合のみ、本学にて証明書類を用意します

３．自宅外通学申請届（給付奨学金）と証明書類の提出

必要事項を入力した自宅外通学申請届を A4 サイズで印刷し、証明書類と併せて奨学支援グループに提出する

［ 給付様式35 ］

自宅外通学申請届【入力時の注意点等】

（通学形態変更届）

給　付

奨学生・予約採用候補者→学校
→自宅外通学事務処理センター

独立行政法人
日本学生支援機構理事長　殿

私は，下記のとおり自宅外通学を申請します。
なお，確認書で確認し，同意した内容から，通学形態変更に伴う給付月額及び第一種奨学金貸与月額の変更について，確認書並びに日本学生支援機構諸規程に定める取扱いに従うことを誓約します。
第一種奨学金の貸与月額については，諸規程に基づき現在の月額から増額又は減額された額(複数あるときは機構の定める額)に変更されることがあることに同意し、併給調整に伴う月額変更により、既に振り込まれた金額が調整された金額で精算できない場合は、諸規程の定めに基づき、第一種学資貸与金として取り扱うことに同意します。

【記入・提出にあたっての注意】
- **枠内をもれなく正確に記入し，学校に提出してください。記入内容をもとに承認可否の審査を行います。**
- **申請には「奨学生番号」または予約採用における「採用候補者決定通知登録番号」のいずれかが必要です。在学採用申込中である場合など、いずれも持たない場合は申請できません。**
- **賃貸借契約書等、自宅外通学の証明書類の添付が必要です。「対象区分・必要証明書類確認チャート」を参照し、必要な証明書類をホチキス留めしてください。なお申請後の返却はできませんので、証明書類はコピーの添付を推奨します。**

学校への提出日	西暦２０　　年　　月　　日　（※1）
生年月日	西暦　　年　　月　　日
学籍番号	【アルファベットを含めた8桁で入力】
フリガナ	
氏名（自署）	氏名のみ自署必須（入力不可）

学校名	神戸大学		学年	プルダウン選択	年
学部・学科（課程・研究科）	学部名・学科名の順にプルダウンで選択				

奨学生番号	どちらかを←記入→	採用候補者決定通知登録番号（奨学生番号付与前に限る）	進学届入力日
5 2 入力不要		入力不要	

自宅外通学要件及び提出書類の確認	「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し，以下の「対象区分」に該当する	A~Gのいずれかにチェック
	該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒	□ A　□ B　□ C　□ D　□ E　□ F　□ G
自宅外通学申請住所への入居日	西暦２０　　年　　月　　日	➡入居月（または採用月）から学校への提出日まで3カ月を経過→入居日の属する月から自宅外通学を承認（※2） ➡入居月（または採用月）から学校への提出日まで3カ月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認 賃貸借契約期間の初日以降で、実際に入居した日付を入力
賃貸借契約期間	西暦２０　　年　　月　　日　～　西暦２０　　年　　月　　日	・賃貸借契約書等のとおりに入力 ・終了日の指定がない場合、契約内容に準じて「無期限」「卒業まで」等のように入力
家賃・寮費の発生年月日（※3）	西暦２０　　年　　月　　日	いずれかに該当する場合は☑を記入→ □ [illegible]が発生 □ [illegible]当 フリーレント等の家賃が発生しない期間がある場合を除き、原則、契約期間の初日を入力
自宅外通学申請住所	〒　　－	賃貸借契約書等に記載されているとおりに、都道府県名から入力
機構に届出済みの生計維持者①（現住所）	生計維持者①　（続柄：　　） 氏　名　： 〒　　－	都道府県名から入力
機構に届出済みの生計維持者②（現住所）	生計維持者②　（続柄：　　） 氏　名　： 〒　　－	生計維持者①の方と同じ住所の場合でも、必ず住所を入力すること（「同上」は不可）
キャンパス所在地（通学校舎）	〒　入力不要（学科名に応じて自動で表示）	

自宅外要件（※4）	下記①～④の当てはまる要件に☑を記入してください。 ①～④に当てはまらず、やむを得ない特別な事情で申請する場合は，⑤の詳細欄にその事情を記入してください。	当てはまる
・生計維持者との別居 ・本人または生計維持者の家賃（寮費）負担 に加えて満たす要件を選択してください。	①実家から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）	該当する項目にチェック
	②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）	
	③実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）	
	④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり，通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下（目安）	
	⑤その他やむを得ない特別な事情（※5）　詳細：該当する場合は要入力	

(※1)学校への提出日が未記入の場合、自宅外通学事務処理センター(機構)への書類到着日を提出日として扱います。
(※2)給付奨学金の支給始期年月より前から承認されることはありません。
(※3)実際の家賃支払日ではありません。(例:契約期間の開始日である2026年4月1日分から発生する家賃を初期費用で前払いしている場合でも、2026年4月1日と記入。)
(※4)機構では適時、要件該当の妥当性を調査しています。十分に確認のうえ選択してください。
(※5)学業との関連で実家からの通学が困難な事情を詳細に記入してください。「別紙参照」と記入のうえ、事情を記した別紙を添付しても構いません。なお学校の入寮義務がある場合は「入寮義務あり」、独立生計として認められている場合は機構に届出済みの生計維持者①に自身の情報を記入のうえ「独立生計」と記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。

（学校の証明）
学　校　名
証明者（※）　入力不要

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

入力不要

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は，機構の奨学金支給業務，奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において，当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が，学校，金融機関，文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが，その他の目的には利用されません。機関保証加入者については，機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また，行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は，適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

自宅外通学事務処理センター	郵送必要	入力不可

（26.2）

対象区分・必要証明書類確認チャート（表面）

自宅外通学申請届
（通学形態変更届）

各種証明書類を調えるにあたっては裏面をご参照ください。

【自宅外要件】
①実家（生計維持者いずれもの居住地）から大学等までの距離が片道60キロメートル以上(目安)
②実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
③実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
④実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であり、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間あたり1本以下(目安)
⑤その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

スタート

奨学生が生計維持者と**別居**している
- いいえ → 自宅通学と扱うため申請不可
- はい ↓

奨学生又は生計維持者が**家賃を支払っている**
- いいえ → 自宅通学と扱うため申請不可
- はい ↓

いずれかの**自宅外要件**に該当している
- いいえ → 自宅通学と扱うため申請不可
- はい ↓

不動産業者等発行の賃貸借契約書がある
- いいえ → **個人間契約**である（知人宅を間借りしている等）
 - いいえ → **学生寮**や**自立支援施設**に入寮（入所）している
 - はい ↓ 学校で入寮（入所）を**義務付け**ている
 - はい ↓ **A**：①入寮（入所）事実の証明書（※1）、②入寮義務が明記された書類
 - いいえ → **B**：入寮（入所）事実の証明書（※1）
 - いいえ → 入居者欄等で**・奨学生本人の入居 ・生計維持者と別居**の両方が確認できる
 - はい ↓ **C**：①賃貸借契約書（※2）、②領収書・支払実績証明書（※3）
 - いいえ → **D**：①賃貸借契約書（※2）、②奨学生の居住証明書（※4）、③領収書・支払実績証明書（※3）
 - はい ↓ 個人間で交わした契約書を準備（※6）
- はい ↓ **契約書の記載内容を確認**
 - 名義（借主）が**①②以外の第三者** ↓ 入居者欄等で**・奨学生本人の入居 ・生計維持者と別居**の両方が確認できる
 - はい ↓ **C**：①賃貸借契約書（※2）、②領収書・支払実績証明書（※3）
 - いいえ → **D**：①賃貸借契約書（※2）、②奨学生の居住証明書（※4）、③領収書・支払実績証明書（※3）
 - 名義（借主）が**①奨学生本人** ↓ **契約期間と・家賃の発生年月日・給付始期（または入居日）の両方が重なっている（下部「補足」参照）**
 - はい ← **契約期間と・家賃の発生年月日・給付始期（または入居日）の両方が重なっている（下部「補足」参照）**
 - はい ↓ **E**：賃貸借契約書（※2）
 - いいえ → **F**：①賃貸借契約書（※2）、②契約期間外の居住証明（※5）
 - 名義（借主）が**②生計維持者** ↓ 入居者欄等で**・奨学生本人の入居 ・生計維持者と別居**の両方が確認できる
 - はい ← 入居者欄等で**・奨学生本人の入居 ・生計維持者と別居**の両方が確認できる
 - いいえ → **G**：①賃貸借契約書（※2）、②奨学生の居住証明書（※4）

対象区分

【補足】
・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月（初回振込月）とは異なります。
・給付始期の翌月以降（給付始期が4月であれば5月以降）から自宅外要件を満たした場合に限り、「給付始期」を「入居日」に読み替えてください。
・「契約期間と家賃の発生年月日・給付始期の両方が重なっている」とは、下記のような場合を指します。
（例）契約期間2024/10/1～2026/9/30の場合において、
A：家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/4 ⇒ 両方が契約期間内のため「はい」に該当
B：家賃の発生年月日は2024/10/1、給付始期は2026/10 ⇒ 給付始期が契約期間外のため「いいえ」に該当
・契約期限の定めのない無期限契約は「いいえ」に該当

対象区分・必要証明書類確認チャート（裏面）

※1	入寮（入所）事実の証明書	入寮証明書に相当する書類にて、下記4項目を確認します。 〔①奨学生氏名、②寮の所在地、③入寮期間、④寮費（部屋代）〕 ・寮費（部屋代）が発生しない場合は自宅通学の扱いです。水道光熱費や食費、共益費等は寮費（部屋代）としてみなしません。 ・入寮期間の終了日が記載されていない場合、給付始期年月以降の日付で学校が証明している必要があります。 ・（対象区分Aの場合）入寮義務の証明は学校名が確認できる場合に限り、寮のパンフレットや規則のコピーの添付でも可とします。 ■給付様式35-③「入寮（入所）証明書」の利用を推奨。審査項目を網羅しています。

※2	賃貸借契約書	賃貸借契約書（に相当する書類）にて、下記6項目を確認します。 〔①賃貸借契約の締結、②契約期間、③借主および貸主、④入居者、⑤家賃、⑥物件の所在地〕 ・重要事項説明書、家賃の保証委託契約書、火災・家財等の保険契約書は賃貸借契約の締結を証明する書類として扱えません。 ・基本的には借主＝入居者ですので、奨学生本人が借主の場合は入居者の記載は無くて構いません。 ・書面契約であれば署名や押印により契約の締結まで確認できる状態であること。特に貸主の署名や押印がない状態では契約未完とみなし不備となります。 ・電子契約であれば電子署名の他、契約日の印字等により契約の締結まで明確に確認できる状態でプリントアウトしたものであること。電子署名の体裁は問いません（下部「補足」参照）。 【参考】書面契約か電子契約かは、契約書内に記された契約成立文言で判断することが可能です。 書面契約の例：「本契約書2通を作成し、記名・捺印のうえ甲乙双方が1通ずつ保管する」など 電子契約の例：「本契約書を作成し、甲乙双方が記名捺印に代わる電磁的処理を施す」など ■給付様式35-①「賃貸借契約書（個人間）兼居住証明書」で代用可能（賃貸借契約における貸主（または不動産仲介業者）が押印必須で証明・発行した場合に限る）。

※3	領収書 又は 支払実績証明書	家賃・寮費の発生年月日（給付始期のほうが遅い場合は給付始期）における、賃貸借契約書に記載されない奨学生又は生計維持者の家賃支払いの実態について、領収書や支払実績証明書から下記7項目を確認します。 〔①宛名、②物件名と所在地、③家賃領収の対象月、④金額、⑤家賃として領収した旨の記載、⑥貸主または（不動産仲介業者）による証明と押印、⑦発行日〕 ・通帳等での引き落とし明細では7項目すべてを確認できないため認められません。 ・⑥以外の者（家賃の保証委託会社等）が発行したものは認められません。 ■給付様式35-②「支払実績証明書」の利用可能。

※4	居住証明書	賃貸借契約書に記載されない本人居住および生計維持者と別居の実態について、賃貸借契約書に相当する書類として貸主（または不動産仲介業者）が発行する居住証明書から下記6項目を確認します。 〔①物件名と所在地、②貸主および借主、③実際の入居者（ひいては奨学生と生計維持者の別居）、④契約期間、⑤賃料、⑥発行者の証明〕 ■給付様式35-①「賃貸借契約書（個人間）兼居住証明書」の利用可能（賃貸借契約における貸主（または不動産仲介業者）が押印必須で証明・発行した場合に限る）。

※5	契約期間外 の居住証明	賃貸借契約書に記載された契約期間を過ぎてなお同一物件に居住し続けている実態について、下記書類から確認します。（賃貸借契約書における自動更新文言の提示は不可） ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の、奨学生名義の公共料金の領収書 ・給付始期以降かつ申請時点で直近月の家賃支払いに係る領収書又は支払実績証明書（※3参照） ・契約期間を更新した居住証明書（※4参照） ・契約更新後に発行された更新契約書や新たな賃貸借契約書（※2参照） ※最近は各社ポータルサイトのマイページから公共料金や家賃の領収明細や更新契約書をダウンロードできる会社が増えていますので、書面が見当たらない場合にはそちらをご確認ください。 ※「請求書」や「更新のお知らせ」では、実際に支払った・更新した「事後の証明とならない」ため認められません。

※6	個人間の 賃貸借契約	知人宅の間借り等、不動産業者による賃貸借契約書が発行されない場合において、奨学生または生計維持者と家主の個人間で交わした取り決めを証明する書類を元に、下記7項目を確認します。 〔①物件所在地、②家主（貸主）および借主（奨学生または生計維持者）、③実際の入居者（ひいては奨学生と生計維持者の別居）、④契約期間、⑤月額家賃、⑥家主（貸主）による押印必須の証明、⑦証明日〕 ・提出できない場合、家賃負担が確認できない場合は自宅外通学の証明とすることができません。 ・虚偽の申請は認められず、発覚した場合には処分が課される場合があります。 ■給付様式35-①「賃貸借契約書（個人間）兼居住証明書」の利用を推奨。

【補足】
・給付始期とは、給付奨学金の支給起点となった年月のことであり、採用月（初回振込月）とは異なります。
・入居途中に生じた管理不動産業者の変更や会社名変更により賃貸借契約書に記された業者が各種証明者となれない場合、
その変更が分かる書類（借主や入居者への通知文書やHP掲載内容の印刷物等）と併せて提出してください。
・電子署名の体裁の一例
〇タブレット等にサインした筆跡がそのまま印字されている
〇印字された氏名の近辺に小さな数字の羅列が印字されている（電子証明）
〇氏名が印字され、かつ契約日まで印字されている（契約締結の証明として十分）

【参考資料】証明書類との照合例
該当する対象区分が〔A,B〕の場合

給 付

自宅外通学申請届
（通学形態変更届）

独立行政法人
日本学生支援機構理事長　殿

学校への提出日	西暦２０ 26 年 4 月 21 日 （※1）
生年月日	西暦 2007 年 10 月 1 日
学籍番号	000001
フリガナ	イクエイ　ユウ
氏名（自署）	育英　友 ①

学校名	日本学生支援機構大学	学年	1　年
学部・学科（課程・研究科）	○○学部　○○学科		

奨学生番号	どちらかを←記入→	採用候補者決定通知登録番号　（奨学生番号付与前に限る）	進学届入力日
5 2 　 0		9 9 9 9 9 9 9 9 － 1 0 9 － 9 9 9 9 9	4 月 16 日

自宅外通学要件及び提出書類の確認	「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し，以下の「対象区分」に該当することを確認 該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ ☑ A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E ☐ F ☐ G		
自宅外通学申請住所への入居日 ②	西暦２０ 26 年 4 月 10 日	➡入居月（または採用月）から学校への提出日まで3カ月以内→入居日の属する月から自宅外通学を承認（※2） ➡入居月（または採用月）から学校への提出日まで3カ月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認	
賃貸借契約期間 ③	西暦２０ 26 年 4 月 1 日　～　西暦２０ 30 年 3 月 31 日		
家賃・寮費の発生年月日（※3） ④	西暦２０ 26 年 4 月 1 日	いずれかに該当する場合は☑を記入→	☐ フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 ☐ 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当
自宅外通学申請住所 ⑤	〒 153 － 8503 東京都目黒区駒場４－５－２９　機構大学学生寮		

在　寮　証　明　書

氏　名 ①育英　友

寮　名 機構大学学生寮

⑤

所在地 東京都　目黒区　駒場　４－５－２９

上記の者は、②令和8年４月１０日より在寮していることを証明する。

２０２６年４月１０日

機構大学
学生センター
新宿区市谷本村町１０－７
０３－１１１１－１１１１

機構大学学生寮について

1．利用目的
　機構大学に籍のある学生が大学生活を円滑に行うために利用する。
2．寮費の支払方法
　月払い（翌月分を毎月１日に口座引き落とし）
3．寮費
　月額　５０，０００円（食費を除く）
　※入居月の初回については、諸費用を含め　８０，０００援
4．光熱費　２０，０００円（四半期ごと）
5．住所　東京都目黒区駒場４－５－２９　機構大学学生寮
6．食事　朝食　２５０円
　夕食　５００円
　※前月の２０日までに翌月分の申込を行うこと。
7．居室 ③④ １Ｋ（２５㎡）、トイレ、ユニットバス
8．契約期間　２０２６年４月１日～２０３０年３月３１日
　※退学等により機構大学の籍を喪失した場合は、喪失が判明した日より１０日以内に退寮すること。

・②の自宅外通学申請住所への入居日は、③の賃貸借契約期間内の日付になります。よって必ずしも契約期間の開始日と一致するものではありません。

・④の家賃・寮費発生年月日は一般的に契約期間・入所期間の開始日にあたりますが、フリーレント等の特約により差異がある場合は右側に☑のうえ、実態に即した発生年月日を記入してください。

・改姓・改名により給付様式35の奨学生氏名と証明書記載の氏名が一致しない場合、運転免許証のコピーや住民票の写しなど、変更前後の氏名が記載されている書類の添付が必要です。

・証明書は給付始期以降の証明日で作成してください。

・いわゆる学生会館等、不動産業者と奨学生本人が直接賃貸借契約を結ぶ形態の物件は学生寮として扱いません。対象区分のC～Gに該当する証明書類を調えてください。

【参考資料】証明書類との照合例
該当する対象区分が〔C,D,E,F,G〕の場合

給 付

自宅外通学申請届

（通学形態変更届）

独立行政法人
日本学生支援機構理事長　殿

学校への提出日	西暦２０ 26 年 4 月 21 日 （※1）
生年月日	西暦 2007 年 10 月 1 日
学籍番号	000001
フリガナ	イクエイ　ユウ
氏名（自署）	育英　友 ①

学校名	日本学生支援機構大学	学年	1　年
学部・学科（課程・研究科）	○○学部　○○学科		

奨学生番号	どちらかを←記入→	採用候補者決定通知登録番号（奨学生番号付与前に限る）	進学届入力日
52 0		9999999-109-99999	4 月 16 日

自宅外通学要件及び提出書類の確認

「対象区分・必要証明書類確認チャート」を確認し，以下の「対象区分」に該当することを確認

該当する「対象区分」に☑を記入し、証明書類を添付⇒ ☐ A ☐ B ☐ C ☐ D ☑ E ☐ F ☐ G

自宅外通学申請住所への入居日 ②	西暦２０ 26 年 4 月 3 日	➡入居月（または採用月）から学校への提出日まで3カ月以内→入居日の属する月から自宅外通学を承認（※2） ➡入居月（または採用月）から学校への提出日まで3カ月を経過→学校への提出日の属する月から自宅外通学を承認
賃貸借契約期間 ③	西暦２０ 26 年 3 月 25 日 ～ 西暦２０ 27 年 3 月 24 日	
家賃・寮費の発生年月日 ④（※3）	西暦２０ 26 年 5 月 1 日	いずれかに該当する場合は☑を記入→ ☑ フリーレント等により、左に記載の年月日から家賃・寮費が発生 ☐ 住所変更はないが、左に記載の年月日から自宅外要件に該当
自宅外通学申請住所 ⑤	〒 153 － 8503 東京都目黒区駒場４－５－２９　駒場マンション　３階　３０１号	

賃貸借契約書

物件の表示	名称	駒場マンション　３階　３０１号		
	住所	東京都目黒区駒場４－５－２９ ⑤		
	構造	鉄筋コンクリート造（５階建）		
	種類	共同住宅 ②③④	タイプ	１Ｋ
契約期間		2026年3月25日（入居開始可能日）～2027年3月24日		
家賃		月額　35,000円	家賃支払方法	毎月27日までに翌月分を口座振替にて支払う
共益費		月額　3,000円		
家賃振替口座		育英銀行	口座番号	（普通）1111111
		本店	フリガナ	シエンキコウ
			口座名義	支援機構

契約条件の詳細

駐車場	駐車位置：指定の場所に駐車してください。
自転車等	自転車置場：有

特　約　条　件

1．2026年5月分から家賃は発生する。 ④
2．期間内の違約金は、契約開始日より１年未満で賃貸借契約が解約となった場合は

契約日		2026年　3月　10日	
賃貸人	住所	〒135-8630 東京都江東区青海２－２－１	
	氏名	奨学　一郎	
賃借人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町８－３－１３	
	フリガナ	イクエイ　ユウ	
	氏名①	育英　友	氏名が一致していない場合は下記※１または※２を確認してください。
連帯保証人	住所	〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町８－３－１３	
	フリガナ	イクエイ　タロウ	
	氏名	育英　太郎	

仲介業者
免許番号　○○○免許　東京（○）第○○○○号
株式会社　支援機構不動産
代表取締役　支援　一郎

産構支
ノ不援
印動機

・②の自宅外通学申請住所への入居日は、③の賃貸借契約期間内の日付になります。よって必ずしも契約期間の開始日と一致するものではありません。

・④の家賃・寮費発生年月日は一般的に契約期間・入所期間の開始日にあたりますが、フリーレント等の特約により差異がある場合は右側に☑のうえ、実態に即した発生年月日を記入してください。
この例では2026年4月末までがフリーレント期間のため、家賃・寮費発生年月日は2026年5月1日としています。

・改姓・改名により給付様式35の奨学生氏名と証明書記載の氏名が一致しない場合、運転免許証のコピーや住民票の写しなど、変更前後の氏名が記載されている書類の添付が必要です。

・対象区分Eでない場合、賃貸借契約以外の証明書類も必要となります。